別紙２

久留米市地域包括支援センター運営業務　受託候補者評価基準

１　評価項目（130点満点）

区分	配点			評価項目	評価の観点
事業所運営の基本方針	非価格点（100点）	20	5	①運営方針	地域包括支援センターが担う役割を明記した運営方針になっているか。
			5	②公正・中立性の確保に対する方策、利用者に対するサービスの向上に向けた取組	地域包括支援センターが遵守すべき公正・中立性の確保について理解し、公正・中立を確保する取組やサービスの向上についての取組が具体的に記されているか。
			5	③地域包括支援センターの周知	地域包括支援センターを紹介するパンフレット等の作成やホームページの掲載などが計画されているか。地域包括支援センターの認知度を向上する効果的な取組が記されているか。
			5	④要望・苦情処理（解決）の体制 個人情報保護の対策	要望・苦情処理（解決）に関して、解決する過程等を明らかにし、組織として対応するものとなっているか。その運用及び職員への研修・教育の考え方が記されているか。 個人情報保護のため、具体的な運用やマニュアルの整備が図られ、それらを遵守する仕組みづくりがなされているか。
地域ネットワークの構築		10	5	①地域との連携 関係機関との連携	地域（社会福祉協議会、民生委員、老人クラブ、自治会等）との連携の重要性を理解するとともに、連携を強化する方策等が具体的に記されているか。 関係機関（医療機関・居宅介護支援事業所・行政等）との連携の重要性を理解するとともに、連携を強化する方策等が具体的に記されているか。
			5	②これまでの活動実績を踏まえた、地域や関係機関とのネットワークづくり	これまでの活動実績を生かして、地域の幅広い主体とのネットワークづくりが期待できるか。
職員の配置・資質		15	5	①各地域包括支援センター全体の職員配置	職種ごとの役割を理解し、圏域ごとの特性に応じた配置を考えているか。また業務仕様書（別紙１）4業務内容等（３）職員配置に定めている総配置職員数を満たしているか。
			5	②３職種 認知症地域支援推進員 事務員	（３職種）３職種について職員の資質の確保のため、相談援助業務の経験がある職員を75%以上配置できるか。 （認知症地域支援推進員）従事予定者は、認知症地域支援推進員の業務を担うことができる資格を有しており、かつ、認知症関係研修の受講状況は十分か。 （事務員）従事予定者は、地域包括支援センター連携業務やセンター運営に関する業務を担うことができる職務経歴や資格を有しているか。
			5	③人材育成 研修計画	職員の人材育成の基本方針・キャリア形成が具体的に記されているか。事業開始前及び事業開始後の研修について、職位や職種に応じた研修や業務の質的向上に資する内容が具体的に計画されているか。
事業実施の方針		40	5	①指定介護予防支援業務及び第１号介護予防支援業務	指定介護予防支援業務及び第１号介護予防支援業務についての実施方針と、その効果に向けた具体的な取組内容が記されているか。（自立支援と重度化防止に資する指定介護予防支援及び第１号介護予防支援の視点で取組について記されているか。） 指定介護予防支援業務及び第１号介護予防支援業務について、その業務量が他の地域包括支援センター運営業務に影響を及ぼさない方策について記されているか。
			5	②総合相談支援業務	総合相談支援業務の実施方針を達成するため具体的な実施計画が記されているか。
			5	③権利擁護業務	権利擁護業務の実施方針を達成するため具体的な実施計画が記されているか。専門職や地域住民等の多様な主体によるチーム支援の形成の考えや取組が記されているか。
			5	④包括的・継続的ケアマネジメント業務	包括的・継続的ケアマネジメント業務の実施方針を達成するため具体的な実施計画が記されているか。 地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源のインフォーマルな力を活用できるように、地域との連携・協力体制づくりについて記載されているか。
			5	⑤認知症総合支援業務及び認知症地域支援推進員業務	居宅介護支援事業所やサービス事業所等に対する認知症ケアに関する技術的支援業務、認知症の人とその家族等に対する相談支援業務、地域における認知症に関する医療・介護の連携体制づくりや地域の支援体制づくりの実施方針を達成するための具体的な実施計画が記されているか。（認知症の人と家族を支える取組や地域づくり、若年性認知症の人への支援の考えについても記されているか。）
			5	⑥地域ケア会議	地域ケア会議の実施方針を達成するための具体的な実施計画が記されているか。 専門職や民生委員をはじめ身近な地域住民等の地域ケア会議への参加を促進し、高齢者が住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支えることができるよう多様な主体が連携したチーム支援の形成に向けた考えや取組について記されているか。 他の会議体活用も視野に入れた地域課題の共有や政策形成に向けた考え方について記載があるか。
			5	⑦介護予防活動	地域における介護予防に関する取り組みについての実施方針とその実現に向けた具体的な取組内容（地域の多様な社会資源のインフォーマルな取組を活用した高齢者支援の考え方も含め）が記されているか。
			5	⑧地域包括支援センター連携業務 重層的支援体制構築	（地域包括支援センター連携業務）行政、職能団体、医療・介護サービス事業者等との連携の実施方針を達成するための具体的な実施計画が記されているか。 （重層的支援体制構築）地域共生社会や重層的支援体制整備事業の意義を理解し、その実現のための具体的な取組が記されているか。また、公的支援と地域の様々なインフォーマルな活動を組み合わせて、高齢者の希望を尊重した支援に向けた考えや取組について記されているか。
組織		15	5	①組織体制 退職等で職員が欠けた場合の対応及び離職防止	業務を組織的に行う体制づくりを具体的に記されているか。 退職等で職員が欠員となった場合の対応について具体的に記されているか。また離職防止に向けた考え方について具体的に記されているか。
			5	②休日・夜間等の対応・周知	平日以外・夜間・早朝の相談体制がとれているか。また、その体制について、周知する取組が記されているか。
			5	③業務継続体制	災害や感染症蔓延等の緊急事態における業務継続体制について、考え方が具体的に記されているか。
受託提案額	価格点（30点）	30	30	①受託提案額	受託提案額に対する価格点の算出方式は以下のとおりとする。 配点×（提案価格のうち最低価格／自社の提案価格）　※小数点第２位以下切捨
総合点		130			

【受託候補者の選定方法】
（１）審査委員は、上記の各評価項目について、配点の範囲で採点する。（１点刻み）
（２）出席した全審査委員の非価格点合計得点の平均値を提案者の得点とする。（小数点第１位以下切捨）
　　なお、非価格点の合計点が、満点（100点）の６割（60点）に満たない場合は受託候補者としない。
（３）非価格点に価格点を加算し、総合点を算定する。失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者を受託候補者とし、次点の者を次順位候補者とする。
（４）最高点の者が複数の場合は、非価格点の合計点が高い者を受託候補者として選定する。